

雇用就業対策に関する提言

雇用就業対策の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 総合的な雇用対策について

(1) 持続可能で自立したまちづくりをしていくため、地域の実情に応じた雇用創出及び求職者支援等の雇用対策を充実するとともに、都市自治体が実施する雇用・就業対策について財政支援の充実を図ること。

また、U J I ターンによる就業を促進するため、人材と就業先のマッチングを図る取組に対する支援を行うこと。

(2) サテライトオフィスの地方誘導策や在宅勤務の普及を図るなど、働き方改革の着実な推進を図ること。

(3) 企業の本社機能等の地方分散を促進するため、雇用促進税制における雇用者数等の要件緩和を行うこと。

2. 事業主に対する高年齢者雇用確保措置の徹底とあわせ、高齢者の就労機会の拡大を図ること。

また、シルバー人材センター事業について、十分な財政措置を講じるとともに、地域の実情を勘案した適正な事業運営のため、所要の措置を講じること。

3. 女性の就労機会の拡大を図ること。

また、働く女性の出産、子育て、職場復帰等に当たり、経済的不利益が生じないよう処遇の改善を図るなど、労働環境の整備を推進すること。

さらに、都市自治体に取り組む女性の活躍促進に係る施策について、財政措置を拡充すること。

4. ふるさとハローワーク（地域職業相談室）について、廃止に係る基準を撤廃し、設置の継続を可能にすること。

5. 公正な採用選考を図るための雇用主等への啓発・指導を一層強力に進めるとともに、公正採用選考人権啓発推進員制度の充実を図ること。

6. 東日本大震災関係について

被災地における若者の地元定着を図るため、雇用創出対策を講じるとともに、地域で働く意識醸成やU J I ターン促進に向けた取組に対する財政措置を講じること。

また、介護保険事業者等における雇用の維持・確保に対し、人材確保対策を講じるとともに、助成制度の拡充を図ること。